

児童扶養手当・特別児童扶養手当・特別障害者手当・障害児福祉手当 期限までに「現況届」や「所得状況届」の提出をお願いします

毎年、児童扶養手当を受給している方は「現況届」、特別児童扶養手当を受給している方は「所得状況届」、特別障害者手当・障害児福祉手当を受給している方は「現況届」と「生計維持関係等申出書」の提出が必要です。受給者の皆さんには届出書類を送付しますので、期限までに提出をお願いします。

● 児童扶養手当「現況届」

届出期間 8月3日(月)～8月31日(月) ※土・日曜日・祝日を除く

受給対象者 ひとり親家庭など(父または母が重度の障がいがある場合を含む)で18歳未満の児童を養育している方

※児童扶養手当受給から5年を経過した方には「児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書」を送付します。該当する方は、あわせて提出してください。

● 特別児童扶養手当「所得状況届」

届出期間 8月12日(水)～9月4日(金) ※土・日曜日を除く

受給対象者 20歳未満で精神、または身体に障がいを有する児童を家庭で監護、養育している父もしくは母、または父母に代わって児童を監護している方

● 特別障害者手当・障害児福祉手当「現況届」と「生計維持関係等申出書」

届出期間 8月12日(水)～9月4日(金) ※土・日曜日を除く

受給対象者 (1)特別障害者手当 日常生活において、常時特別の介護を必要とする20歳以上の重度障がいのある方(障がいを重複して有する方)

(2)障害児福祉手当 日常生活において、常時介護を必要とする20歳未満の重度障がいのある方

※各種手当については、新規で受給したい方や現在手当を受給していて状況が変化した方などからの相談を随時受け付けていますので、下記問い合わせ先までご連絡ください。

◎問い合わせ先 福祉健康課 福祉係 ☎82-3111(内線 135・136) 直通 75-6205

【重要】利用期限は、8月31日(月)までです!!

国の重点支援
地方交付金活用事業

「さかきの暮らし応援券」は お早めにご利用ください

「さかきの暮らし応援券」の利用期限は、いよいよ8月31日(月)までとなります。

期限を過ぎますと応援券は無効となりますので、お手元に応援券が残っている方は、期限内にお忘れなくご利用ください。

取扱店は、町ホームページでご確認いただけるほか、店頭に掲示している「さかきの暮らし応援券取扱店」のポスターが目印です。

皆さまの暮らしの支えとして、ぜひ有効期限内にあますことなくご活用ください。



◎問い合わせ先

企画政策課 ☎82-3111(内線 224) 直通 75-6211 商工農林課 ☎82-3111(内線 153) 直通 75-6207

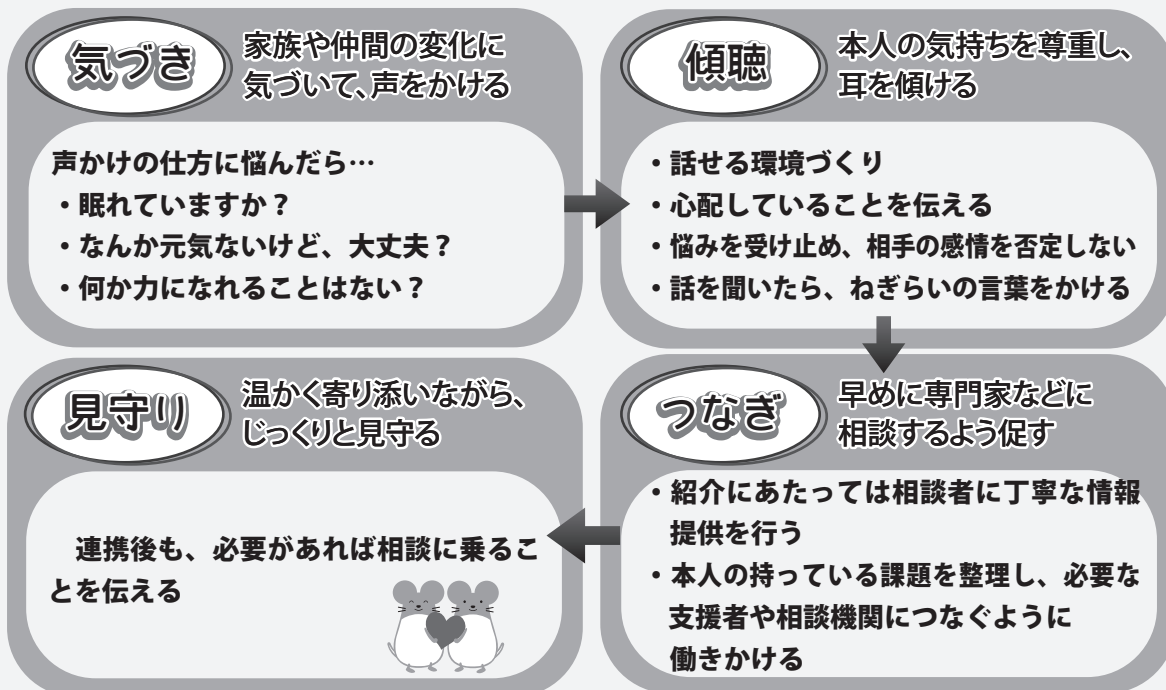
～大切な命を守るために～

「ゲートキーパー」って知ってますか？



「ゲートキーパー」とは、家族や友人など身近な人の自殺の危機を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守ること）へとつなぐ役割を期待される人のことです。ゲートキーパーになるための特別な資格はありません。

ゲートキーパーの役割



～独りで悩んでいることはありませんか？独りで抱え込まないで、まずは相談をしましょう～

坂城町こころの健康相談

※相談は無料です。悩んでいるご本人以外に、家族・ご親族の方も相談可能です。

相談月日	相談担当者	時 間	場 所	電話番号
令和8年8月21日（金）	精神科医師	14:00～17:00 1人1時間（3名まで） 予約制	保健センター	☎75-6230 （直通）
令和8年10月29日（木）	精神保健福祉士			
令和9年1月15日（金）	精神科医師			
令和9年3月11日（木）	精神保健福祉士			

※相談担当者の都合により、日程が変更になる場合があります。

※完全予約になりますので、事前に保健センターまでご連絡ください。

専門ダイヤル

★よりそいホットライン：☎0120-279-338

※年中無休24時間対応

★長野いのちの電話：☎026-223-4343

※年中無休11:00～22:00／通話料がかかります

★その他、SNSでの相談先や各種相談窓口はこちら⇒

